平成２８年（フ）第１７号
福島県白河市関川窪15番地　県営関川窪団地３棟５号室
債務者　古川　千鶴（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
群馬県桐生市天神町３丁目２番32号
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１０９号
三重県鈴鹿市神戸６丁目４番30号　ＭＡＴＥカンペ202号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市上田町438番地の１
債務者　オルバリオ　マルコス（ＯＲＶＡＬＨＯ　ＭＡＲＣＯＳ）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１２号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目13番２号　Ｇ棟702－２
債務者　三村　茂子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２号
三重県尾鷲市上野町２番26号
債務者　内山よしか
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第９５号
滋賀県近江八幡市末広町403番地10
債務者　池元　清高
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０１号
兵庫県宝塚市高司３丁目３番25号、前住所兵庫県宝塚市大吹町12番18―102号
債務者　高月麗子こと　髙月　麗子（旧姓輔信）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目11番４号　シャイン・ドリーム204号
債務者　大垣真由美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目15番27号　おぞのパークハイツＢ棟205
債務者　西島由美子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０８号
兵庫県芦屋市大東町17番３―406号
債務者　原田　安信
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目34番地の９　ウィズ園田５　402、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目５番15―208号
債務者　安田　涼平
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０号
鳥取県境港市外江町1911番地２
債務者　遠藤　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１９号
大分県日田市三本松１丁目７番８号ＮＴビル505号
債務者　瀧下　友子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第１３８号
沖縄県浦添市字沢岻1030番地９
債務者　荒谷真由美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５号
長野県茅野市玉川4017番地３
債務者　橋詰　敏行
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県たつの市龍野町小宅北１番地５
債務者　マシンビジネスこと　松本伸一郎
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第９号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４　第２スカイハイツタカラ２Ｆ３号
債務者　木村　祐輔
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第６６号
山口県下関市関西町５番６号
債務者　向井　裕美（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係